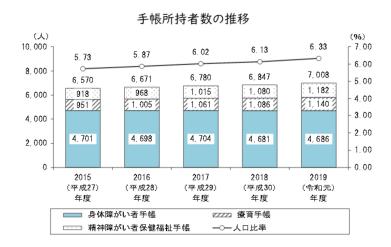
瞳がい者雇用の推進



障がい者雇用センターの設置・雇用会議の実施



本市における障がい者を取り巻く状況



福祉的就労の利用実績 (月あたり利用実績)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労移行支 援(就労希望 者向け訓練)	33人	34人	31人
就労継続支 援A型(雇用 型)	64人	61人	59人
就労継続支 援B型(非雇 用型)	209人	230人	246人

一般就労を目指す障がい者は増えていない

左のグラフは障がい者手帳の所持者数の推移です。本市におきましては、身体障がい者 手帳所持者数は横ばいですが、知的障がいに係る療育手帳、精神障がいに係る精神障 がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

一方で、右の表は令和2年度までの福祉的就労の利用実績ですが、比較的一般就労への移行が少ない就労継続支援B型の利用者は増加しているものの、一般就労を念頭においた就労移行支援と雇用契約を結ぶ一般就労に近い通所事業である就労継続支援A型においては増加は見られません。そのことから福祉的就労に就く障がい者が増加する中にあっても、令和2年度までは一般就労を目指す障がい者は、増えなかったことがわかります。



■ 障がい者雇用センターの設置・雇用会議の実施



これまでの障がい者就労・雇用支援における課題

- ○障がい者の一般就労への移行・定着支援は、福祉的就労の通所事業所、 障がい者就業・生活支援センター、ハローワークにおいて主に実施しており、 相談支援事業者の関わりが少ない
- ○障がい福祉の相談支援専門員は、就労支援の経験がなく知識が不十分
- ○地方自治体(障がい福祉分野、商工分野)、労働局(ハローワーク)、 障がい者就業・生活支援センター等の関係機関の連携が不十分
- ○担い手が減少している分野(例:農業)と、障がい福祉施策との連携が不十分
- ○障がい者を雇用する企業等に向けて、障がい者就労のPRが不十分

障がい者雇用センターの設置・雇用会議が設置される以前の令和2年度までの本市にお ける就労・雇用支援における課題をまとめました。

まず、障がい者の一般就労への移行・定着支援は、福祉的就労の通所事業所、もしくは障 がい者の就労と生活を支援する障がい者就業・生活支援センター、ハローワークが主に実 施しており、市が行う相談支援事業や障がい福祉サービスの利用計画を作成する相談支 援専門員の関わりが少ない点が課題として挙げられます。そのような状況では、障がい者 が自立した生活を営むうえで一般就労を目標に据えることは重要なことであると認識して いても、福祉的支援を行う相談支援専門員の一般就労に向けての支援に関する知識や経 験が不十分なため、具体的な支援に反映できていないのではないかと考えました。 また、障がい者が就労できる生活基盤を整えるための福祉的な生活支援と就労支援のそ

れぞれを担う機関が分離していること、各支援機関の連携を十分に機能させる仕組みが 不十分であることが課題と考えました。そのような状況では、障がい者の情報共有を図り つつ一体的な就労支援を行うことが難しく、それぞれの障がい者がもつ可能性や強みにつ いて深く知り得る立場である相談支援専門員が、一般企業との連携や農業などの各分野 へのアプローチまで想定することは困難で、障がい者の自立生活を最終目標とするプラン が描きづらい状況があると考えました。また、障がい者雇用の制度や現状を企業に向けて PRする動きを、さらに活性化していく必要も感じておりました。

障がい者雇用の推進



障がい者雇用センターの設置・雇用会議の実施



令和3年度からの新たな取組

- ○市内3圏域ごとに障がい者基幹相談支援センターを設置し、障がい者雇用センターを併設 ⇒ 障がい者の生活から就労による自立に向けた切れ目のない相談支援体制の構築
- ○障がい者雇用会議を実施し、関係機関が有機的に連携、総合的な障がい者就労・雇用の推進

障がい者雇用センター

(3圏域の基幹相談支援センターと一体運営)

- 体制…各圏域に1名以上 対象…障がい者等及びその家族 ① 就労相談、ハローワークや企 - クや企業、就労継続支援



障がい者雇用会議

構成・・・ハローワーク・就ポツ・商工観光課・ 障がい福祉課・障がい者雇用センター等

- 実施内容
 ① 全体会議(全機関)年1回
 障がい者雇用に関する実施方法等の情報共有
 ② 検討会議(ハローワーク・就ポツ・雇用センタ 隔月|回程度実施
 - 企業情報共有、企業開拓の手法研究、個別ケース の検討等

令和4年7月時点の利用者数は、就労継続支援A型は75人、B型は341人に増加している。

そこで令和3年度から、障がい者の生活を支援する中核的な機関である障がい者基幹相 談支援センターを市内3圏域において実施することに併わせて、各基幹相談支援センター に障がい者の就労や雇用を支援する雇用センターを併設し就労相談員を配置することで、 障がい者の相談にきめ細やかに寄り添い、生活面から就労面に至るまで切れ目のない継 続した相談支援体制を構築しました。

また、同年度から障がい者雇用会議を開催し、先行して障がい者就労支援をしている機 関(ハローワークや就業・生活支援センター等)や市商工観光課と連携しながら、障がい者 に向けた支援だけでなく、企業への働きかけを行い、障がい者雇用への理解促進を図るこ とで、障がい者の雇用の場が広がっていく取組を開始しています。

本市の障がい者への就労支援は雇用センターの活動だけではなく、例えば障がい者地域 自立支援協議会において就労支援部会を設置し、福祉的就労の場である通所事業所の 横のつながりを強化した他、農とみどり推進課と連携しながら通所事業者に農福連携に係 るアンケートを配布し、各福祉事業者の農作業に関わる具体的活動を集約し、農業事業 者に情報提供する仕組みづくりも始めています。

今後も、長期的に障がい者の一般就労の活性化につながる取り組みを、障がい者への支 援と企業への働きかけの両面から進めてまいります。

3